

(未定稿)

# インボイス説明資料

令和3年9月  
財務省主税局税制第二課

## 消費税の税額計算と仕入税額控除について

### ○消費税の税額計算

$$\text{売上税額} - \text{仕入税額} = \text{納税額}$$

→ 「**仕入税額控除**」

### ○仕入税額控除の要件

現行制度

～2019年9月 (請求書等保存方式)	2019年10月～2023年9月 (区分記載請求書等保存方式)	2023年10月～ (インボイス制度)
仕入れの事実を記載した 帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存
請求書等の客観的な証拠書類の保存	一定の記載事項が追加された請求書等(区分記載請求書等)の客観的な証拠書類の保存	適格請求書(インボイス)の保存

### (ポイント)

軽減税率制度の実施後(2019年10月～)、仕入税額控除のために保存が必要となる請求書等が変わりました。また、その4年後(2023年10月)からは、「インボイス制度」に変わります。

# 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

## ○ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

複数税率下において適正な課税を確保する観点から導入される、仕入税額控除制度

★適格請求書（インボイス）⇒ **売り手が、買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段**

### 【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの4年間における  
暫定的な仕入税額控除方式

～2023年9月

#### 【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	：
合 計	43,600円
(10%対象	22,000円)
(8%対象	21,600円)

※は軽減税率対象

#### 【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

### 【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】

2023年10月～

#### 【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△ (T1234…)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	：
合 計	43,600円
10%対象 22,000円 内税	2,000円
8%対象 21,600円 内税	1,600円

※は軽減税率対象

#### 【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項  
が追加されたもの

- ① 登録番号  
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 消費税額

#### （ポイント）

- 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら“追記”が可能
- 免税事業者でも発行可能
- 区分記載請求書の“交付義務”はない

#### （ポイント）

- 交付するインボイスは、これまでの請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ（受領者による“追記”は不可）
- 免税事業者は発行不可（発行するには課税事業者となり税務署長に登録を受ける必要）
- 登録した事業者は、買い手の求めに応じてインボイス交付義務・写しの保存義務が発生

## 支払通知書のインボイス対応（イメージ）

- 区分記載請求書等保存方式、適格請求書等保存方式においても、仕入明細書による仕入税額控除が認められる。その場合、以前（請求書等保存方式）同様に課税仕入れの相手方（売り手）の確認を受けたものに限られる点に留意。
- 区分記載請求書等保存方式による追加事項：①軽減対象資産の譲渡等である旨  
②税率ごとに区分して合計した支払対価の額
- 適格請求書等保存方式（インボイス制度）による追加事項  
：上記①② + ③課税仕入れの相手方（売り手）の登録番号 ④適用税率及び消費税額等
- 仕入明細書の記載事項は、1つの書類のみで満たしている必要はなく、相互の関連が明確な複数の書類（例えば納品書と支払通知書など）全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類をインボイスとすることが可能。

以前（請求書等保存方式時）使用されていた支払通知書

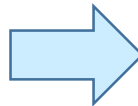
支払通知書  
《4月分》 ○年○月○日

●●(株)御中  
(株)△△

※送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計		226,800円		
月	日	取引	伝票番号	支払金額 (税抜き)
4	1	仕入	123	2,600
	3	仕入	456	5,900
	4	仕入	789	30,000
			...	
合計	仕入額		税率	消費税額等
	210,000円		8%	16,800円

課税仕入れの相手方(売り手)の確認を受けたことを示す文言



仕入伝票(納品書)  
○年4月1日 伝票No.123

(品名)	(数量)	(税抜金額)
食品	1	2,000
日用品	1	600

軽減税率制度・インボイス制度対応

支払通知書  
《4月分》 ○年○月○日

●●(株)御中  
(株)△△

登録番号:T123456...

※送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計		229,000円			
月	日	取引	伝票番号	支払金額 (税抜き)	
4	1	仕入	123	8%	2,000
				10%	600
	3	仕入	456	8%	5,900
	4	仕入	789	10%	30,000
			...		
合計		仕入額		消費税額等	
8%対象		100,000円		8,000円	
10%対象		110,000円		11,000円	

課税仕入れの相手方(売り手)の登録番号を記載

税率ごとに分けて作成することも可能

仕入伝票(納品書)  
○年4月1日 伝票No.123

(品名)	(数量)	(税抜金額)
食品※	1	2,000
日用品	1	600

(注)※は軽減税率対象

# インボイスの端数処理ルールと記載例について

- 現行の区分記載請求書では、消費税額が記載事項になっていないため、端数処理のルールは定められていない。
- 一方、インボイスでは、端数処理のルールが定められており（一のインボイスにつき、税率の異なるごとに1回）、税率ごとに合計した対価の額に税率を乗じて消費税額を求めることになる。
- 以上のことから、明細行ごとの端数処理等を行っている場合には、請求書等に係るシステム改修が必要となる。

## <記載例①（税抜金額を基に消費税額を計算する場合）>

### 【区分記載請求書】

請求書 ○年○月○日

〇〇(株) 御中 (株)△△

請求金額（税込み） 60,195円  
※は軽減税率対象

品名	数量	単価	金額(税抜)	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	1,108
ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
花	57	77	4,389	438
肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計			27,060	2,163
10%対象計			28,158	2,814

行ごとに行ごとに端数処理  
合算  
受領額

(注) 納税額（売上税額）は、総額から割り返して計算するため、上記の消費税額とは一致しない。この場合、実際の納税額は、例えば8%対象は、 $(27,060 + 2,163) \times 8/108 \approx 2,164$  となる。

### 【インボイス】

請求書 ○年○月○日

〇〇(株) 御中 (株)△△

請求金額（税込み） 60,197円 (T123...)  
※は軽減税率対象

品名	数量	単価	金額(税抜)	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	(注) -
ピーマン ※	197	67	13,199	-
花	57	77	4,389	-
肥料	57	417	23,769	-
8%対象計			27,060	2,164
10%対象計			28,158	2,815

受領額  
端数処理

(注) 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えない。ただし、左図のように行ごとに計算した消費税額の合計額とは一致しないことに留意（8%対象：2,163 ⇔ 2,164）。 4

<記載例②（税込金額を基に消費税額を計算する場合）>

【区分記載請求書】

請求書

○年○月○日

○○(株) 御中

(株)△△

請求金額（税込み） 60,195円

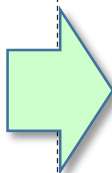
※は軽減税率対象

品名	数量	単価	金額(税抜)	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	1,108
ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
花	57	77	4,389	438
肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計			27,060	2,163
10%対象計			28,158	2,814

(注2)

(注2)

合  
算



【インボイス】

請求書

○年○月○日

○○(株) 御中

(株)△△  
(T123…)

請求金額（税込み） 60,195円

※は軽減税率対象

品名	数量	単価	金額(税込)	消費税額
トマト ※	83	167	14,969	(注1) -
ピーマン ※	197	67	14,254	-
花	57	77	4,827	-
肥料	57	417	26,145	-
8%対象計			29,223	2,164
10%対象計			30,972	2,815

(注) 納税額（売上税額）は、総額から割り返して計算するため、上記の消費税額とは一致しない。

(注1) 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えない。

(注2) 個々の商品ごとの税込金額については、税抜金額に消費税額を加えることにより算定している。

# 何をインボイスとするか①

## ケース1 各納品書をインボイスとする場合

インボイスに記載された消費税額は、納品書A:9円+納品書B:9円=18円

インボイス	○株式会社 御中 納品書 RO. 7. 5 No.A				
○	1インボイスにつき、税率ごと端数処理1回				
保存義務					
買手:○ 売手:○	品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
	かんづめa1*	35			
	かんづめa2*	35			
	発泡酒	46			
	8%対象合計	70	8%	5	75
	10%対象合計	46	10%	4	50
	登録番号:T1234... ■株式会社				
	※は軽減税率対象品目				

インボイス	○株式会社 御中 納品書 RO. 7. 20 No.B				
○	1インボイスにつき、税率ごと端数処理1回				
保存義務					
買手:○ 売手:○	品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
	かんづめb1*	35			
	かんづめb2*	35			
	発泡酒	46			
	8%対象合計	70	8%	5	75
	10%対象合計	46	10%	4	50
	登録番号:T1234... ■株式会社				
	※は軽減税率対象品目				

インボイス	○株式会社 御中 請求書 RO. 7. 31		
×	今月分の請求になります。ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。		
保存義務			
買手:× 売手:×	請求金額	:	250 (税込金額)
	■株式会社		

## ケース2 月次請求書をインボイスとするケース

インボイスに記載された消費税額は、請求書:20円

インボイス	○株式会社 御中 納品書 RO. 7. 5 No.A		
×			
保存義務			
買手:× 売手:×	品名	税抜金額	
	かんづめa1	35	
	かんづめa2	35	
	発泡酒	46	
	合計	116	
	■株式会社		

インボイス	○株式会社 御中 納品書 RO. 7. 20 No.B		
×			
保存義務			
買手:× 売手:×	品名	税抜金額	
	かんづめa1	35	
	かんづめa2	35	
	発泡酒	46	
	合計	116	
	■株式会社		

インボイス	○株式会社 御中 請求書 RO. 7. 31				
○	1インボイスにつき、税率ごと端数処理1回				
保存義務					
買手:○ 売手:○	(納品日)	(品名)	(税抜金額)		
	7月5日	かんづめa1*	35		
	⋮	⋮	⋮		
		税抜金額	税率	消費税額	税込金額
	8%対象合計	140	8%	11	151
	10%対象合計	92	10%	9	101
		請求金額		252	
	登録番号:T1234... ■株式会社				
	※は軽減税率対象品目				

(注)各書類中、太文字(ゴシック体)がインボイス「記載事項」を示す。

## 何をインボイスとするか②

### ケース3 相互の書類を一体としてインボイスとする場合

#### ①納品書毎に端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、納品書A:9円+納品書B:9円=18円

インボイス	納品書					RO. 7. 5 No.A
○ <sub>(※)</sub>	○株式会社 御中					
保存義務	品名	税抜金額				
	かんづめa1※	35				
	かんづめa2※	35				
	発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額	
買手:○ 売手:○	8%対象合計	70	8%	5	75	
	10%対象合計	46	10%	4	50	
	※は軽減税率対象品目					■株式会社

1インボイスにつき、  
税率ごと端数処理1回

インボイス	納品書					RO. 7. 20 No.B
○ <sub>(※)</sub>	○株式会社 御中					
保存義務	品名	税抜金額				
	かんづめb1※	35				
	かんづめb2※	35				
	発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額	
買手:○ 売手:○	8%対象合計	70	8%	5	75	
	10%対象合計	46	10%	4	50	
	※は軽減税率対象品目					■株式会社

1インボイスにつき、  
税率ごと端数処理1回

インボイス	請求書					RO. 7. 31
○ <sub>(※)</sub>	○株式会社 御中					
保存義務	今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。					
買手:○ 売手:○	請求金額	:	250	(税込金額)		
	(内訳) 納品書No.A、納品書No.B					
	登録番号:T1234...					
	■株式会社					

#### ②月次請求書でまとめて端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、請求書:20円

インボイス	納品書					RO. 7. 5 No.A
○ <sub>(※)</sub>	○株式会社 御中					
保存義務	品名	税抜金額				
	かんづめa1※	35				
	かんづめa2※	35				
	発泡酒	46				
買手:○ 売手:○	合計	116				
	※は軽減税率対象品目					■株式会社

インボイス	納品書					RO. 7. 20 No.B
○ <sub>(※)</sub>	○株式会社 御中					
保存義務	品名	税抜金額				
	かんづめb1※	35				
	かんづめb2※	35				
	発泡酒	46				
買手:○ 売手:○	合計	116				
	※は軽減税率対象品目					■株式会社

インボイス	請求書					RO. 7. 31
○ <sub>(※)</sub>	○株式会社 御中					
保存義務	今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。					
買手:○ 売手:○	請求金額		:	252	(税込金額)	
	税抜金額	税率	消費税額	税込金額		
	8%対象合計	140	8%	11	151	
	10%対象合計	92	10%	9	101	
	(内訳) 納品書No.A、納品書No.B					
	登録番号:T1234...					
	■株式会社					

1インボイスにつき、  
税率ごと端数処理1回

※ 納品書と請求書に別々に記載された「記載事項」を合わせて「インボイス」とする  
(注) 各書類中、**太文字(ゴシック体)**がインボイス「記載事項」を示す。



## 何をインボイスとするか③

### ケース3 相互の書類を一体としてインボイスとする場合

③月次請求書において納品書単位で端数処理する  
※月次請求書に合計消費税額の記載なし

インボイスに記載された消費税額は、請求書：**18円**

インボイス	<div style="text-align: center;">納品書</div> ○株式会社 御中 <span style="float: right;">RO. 7. 5 No.A</span>
○(※)	
保存義務	
買手：○ 売手：○	

品名	税抜金額
かんづめa1※	35
かんづめa2※	35
発泡酒	46
合計	116

※は軽減税率対象品目 ■株式会社

インボイス	<div style="text-align: center;">納品書</div> ○株式会社 御中 <span style="float: right;">RO. 7. 20 No.B</span>
○(※)	
保存義務	
買手：○ 売手：○	

品名	税抜金額
かんづめb1※	35
かんづめb2※	35
発泡酒	46
合計	116

※は軽減税率対象品目 ■株式会社

インボイス	<div style="text-align: center;">請求書</div> ○株式会社 御中 <span style="float: right;">RO. 7. 31</span>
○(※)	
保存義務	
買手：○ 売手：○	

今月分の請求になります。  
 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。

請求金額	:	250	(税込金額)
------	---	-----	--------

納品日	納品書	税抜金額(合計)	税率	消費税額
7月5日	No.A	70	8%	5
		46	10%	4
7月20日	No.B	70	8%	5
		46	10%	4

登録番号: T1234...  
■株式会社

1インボイスにつき、  
税率ごと端数処理1回

(注)各書類中、太文字(ゴシック体)がインボイス「記載事項」を示す。

適格請求書等保存方式における  
事業者の売上税額・仕入税額の計算方法について

【売上げに係る消費税額】

【仕入れに係る消費税額】

割戻し計算【原則】

税率の異なるごとに区分して合計した  
課税標準額（税抜）  
× 7.8/100  
（軽減税率対象の場合6.24/100）

税額  
大

積上げ計算【原則】

適格請求書等に記載された消費税額の合  
計額 × 78/100

税額  
小

帳簿上での積上げ計算

課税仕入れの都度、端数処理（切捨て又  
は四捨五入）した後の課税仕入れに係る  
消費税相当額を帳簿に記載している場合  
上記金額の合計額 × 78/100

税額  
小

積上げ計算※

適格請求書等に記載した消費税額の合  
計額 × 78/100

※ 交付した適格請求書等の写しを保存している場  
合のみ

税額  
小

割戻し計算

税率の異なるごとに区分して合計した課  
税仕入れに係る支払対価の額（税込）  
× 7.8/110  
（軽減税率対象の場合6.24/108）

税額  
大

## 返品があった場合の対応について

- 適格請求書等保存方式において、対価の返還等（値引き・返品・割戻し）が行われた場合には、「売り手」から「買い手」に対して「適格返還請求書」を交付する必要がある。
- 適格返還請求書の記載事項は以下のとおり
 

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称	⑤ 対価の返還等に係る課税資産の譲渡等の内容（軽減対象である場合にはその旨）
② 登録番号	⑥ 対価の返還等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額
③ 対価の返還等を行う年月日	⑦ 対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率
④ 対価の返還等に係る課税資産の譲渡等を行った年月日	
- 適格返還請求書の記載事項は、相互の関連が明確な複数の書類により満たすことが可能。
- 適格返還請求書と適格請求書の内容を一の書類で記載することも可能。その場合、対価の額と消費税額等については、（得意先ごとに）継続適用を条件に、相殺表示が可能。（消費税額等は、返品額相殺後の対価の額から計算）

### 軽減税率制度・インボイス制度対応

請求書  
《4月分》 ○年○月○日

●● (株)御中 (株)△△

登録番号: T123456...

請求金額合計 214,760円					
月	日	取引	伝票番号	売上金額(税抜き)	
4	1	売上	123	8%	2,000
				10%	600
	3	返品	456	8%	1,500
				10%	300
	4	売上	789	10%	30,000
...					
合計		売上額	消費税額等	返品額	消費税額等
		8%対象	100,000円	8,000円	-3,000円 -240円
		10%対象	110,000円	11,000円	-10,000円 -1,000円

仕入伝票(納品書)

○年4月1日 伝票No.123

(品名)	(数量)	(税抜金額)
食品※	1	2,000
日用品	1	600

(注)※は軽減税率対象

返品伝票

○年4月3日 伝票No.456

(品名)	(数量)	(税抜金額)
○年3月 食品※	1	1,500
○年2月 日用品	1	300

(注)※は軽減税率対象

いつの売上に係る返品かを示す必要があるが、月単位や「○月～△月分」といった記載も可能であるほか、返品等の処理を合理的な方法により継続して行っているのであれば、その処理に基づく年月日の記載でも差し支えない。  
例)「前月末日」や、その商品の「最終取引年月日」

継続適用を条件に、相殺表示が可能(※)  
8% 売上額 97,000円 税額 7,760円  
10% 売上額 100,000円 税額10,000円

※ 相殺表示を行う際は、相殺後の対価の額から税額を計算し、端数処理もそのタイミングで行う

## 返品があった場合の請求レスによる対応について

- 適格請求書等保存方式において、請求レス対応（仕入明細書）による仕入税額控除も認められる。
- 対価の返還等が行われた場合には、「買い手」が適格返還請求書の記載事項を記載した仕入明細書を作成し、「売り手」の確認を受けることで、「売り手」の適格返還請求書の交付は不要。
- 仕入明細書による仕入税額控除を行う場合、対価の返還等（適格返還請求書）とそれ以外（適格請求書）の内容を、一の書類で記載することも可能。その場合、対価の額と消費税額等については、（得意先ごとに）継続適用を条件に、相殺表示が可能。（消費税額等は、返品額相殺後の対価の額から計算）

### 軽減税率制度・インボイス制度対応

支払通知書  
 《4月分》 ○年○月○日

●● (株)御中  
 登録番号:T123456...

(株)△△

※送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計		214,760円		
月	日	取引	伝票番号	支払金額(税抜き)
4	1	仕入	123	8% 2,000
				10% 600
	3	返品	456	8% 1,500
				10% 300
	4	仕入	789	10% 30,000
...				
合計		仕入額	消費税額等	返品額 消費税額等
8%対象		100,000円	8,000円	-3,000円 -240円
10%対象		110,000円	11,000円	-10,000円 -1,000円

仕入伝票(納品書)  
 ○年4月1日 伝票No.123  
 (品名) (数量) (税抜金額)  
 食品※ 1 2,000  
 日用品 1 600  
 (注)※は軽減税率対象

返品伝票  
 ○年4月3日 伝票No.456  
 (品名) (数量) (税抜金額)  
 ○年3月食品※ 1 1,500  
 ○年2月日用品 1 300  
 (注)※は軽減税率対象

いつの売上に係る返品かを示す必要があるが、月単位や「○月～△月分」といった記載も可能であるほか、返品等の処理を合理的な方法により継続して行っているのであれば、その処理に基づく年月日の記載でも差し支えない。  
 例)「前月末日」や、その商品の「最終取引年月日」

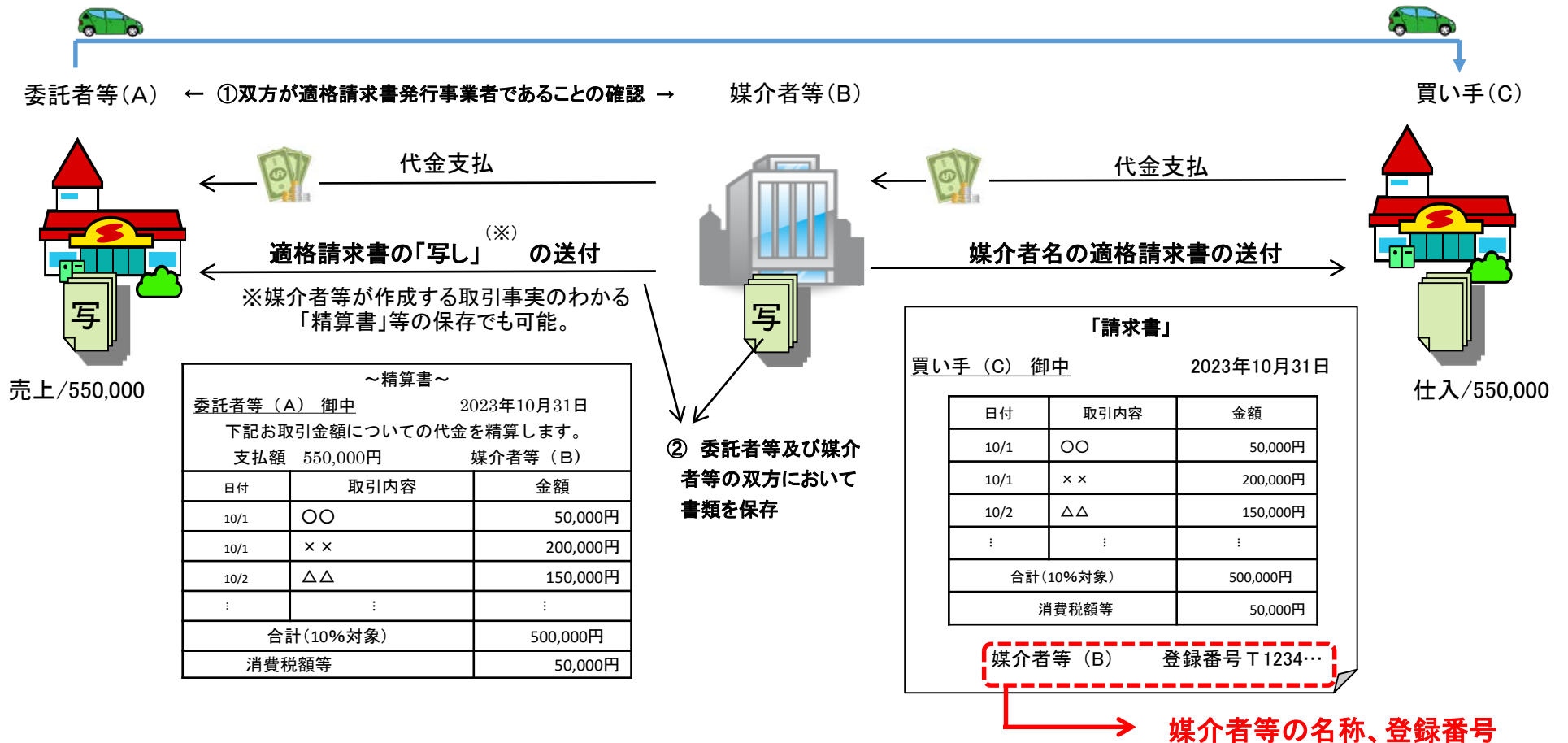
本来対価の返還等がある場合、「売り手」から適格返還請求書の交付を行う必要があるが、適格返還請求書の記載事項を記載した仕入明細書を作成し、「売り手」の確認を受けることで足りる

継続適用を条件に、相殺表示が可能(※)  
 8% 仕入額 97,000円 税額 7,760円  
 10% 仕入額 100,000円 税額10,000円

※ 相殺表示を行う際は、相殺後の対価の額から税額を計算し、端数処理もそのタイミングで行う

# 媒介者交付特例

○ 適格請求書発行事業者の行う課税資産の譲渡等のうち、媒介・取次業務を行う媒介者等（適格請求書発行事業者に限る。）を介して行うものについては、当該媒介者等の氏名・名称、登録番号を記載した適格請求書等の交付を可能とする特例。



## 適格請求書等保存方式における特例について

- 適格請求書等保存方式においては、原則として帳簿と「適格請求書」などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。また、適格請求書発行事業者（売り手）は、課税事業者の求めに応じて、適格請求書の交付義務が生じる。
- ただし、事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な一定のものは、適格請求書の交付義務が免除される。
- また、適格請求書の交付を受けることが困難な一定の場合は、（売り手の適格請求書交付義務の有無にかかわらず）買い手は一定の記載をした帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能となる。

### 適格請求書の交付義務免除

- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
- 農協等に委託して行う農林水産物の譲渡
- 3万円未満の自動販売機による販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス

### 帳簿のみ保存で仕入税額控除可能

- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス
- 入場券等が回収されるもの
- 古物商や質屋等が仕入れる古物、質物等
- 従業員等に支給する出張旅費等

下3つは、売り手の適格請求書交付義務は免除されないが、買い手は帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能

### ≪帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載事項等≫

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ④ 対価の額
- ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地(注)
- ⑥ 特例の対象となる旨

(注) 国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載不要

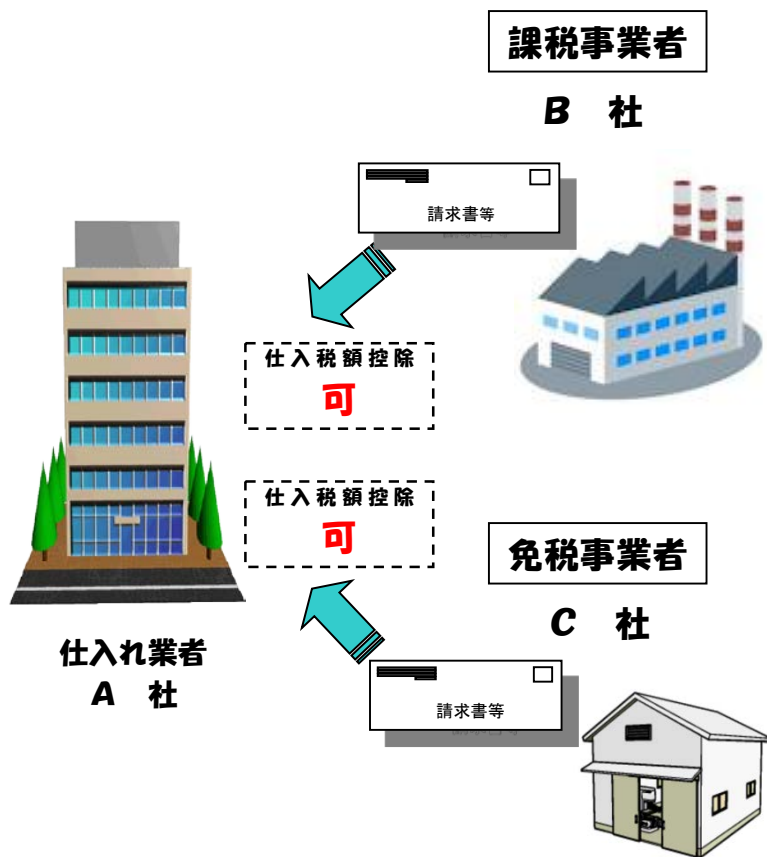
### 記載例（公共交通機関特例の場合）

総勘定元帳（仕入）						
XX年 月日		摘要			税区分	借方(円)
4	3	J R ●●	運賃	公共交通 機関	10%	300
4	4	○○地下鉄	運賃	公共交通 機関	10%	300

※ 公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者になるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要

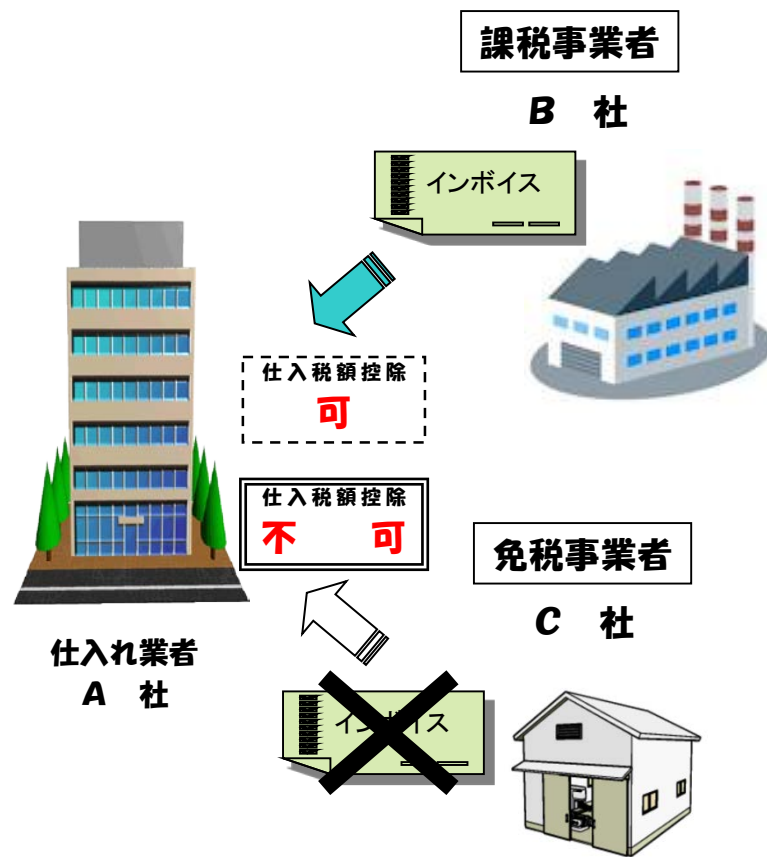
# インボイス制度の導入が免税事業者に与える影響

## 現行制度



※ 現行制度においては、免税事業者からの仕入れについても仕入税額控除可。

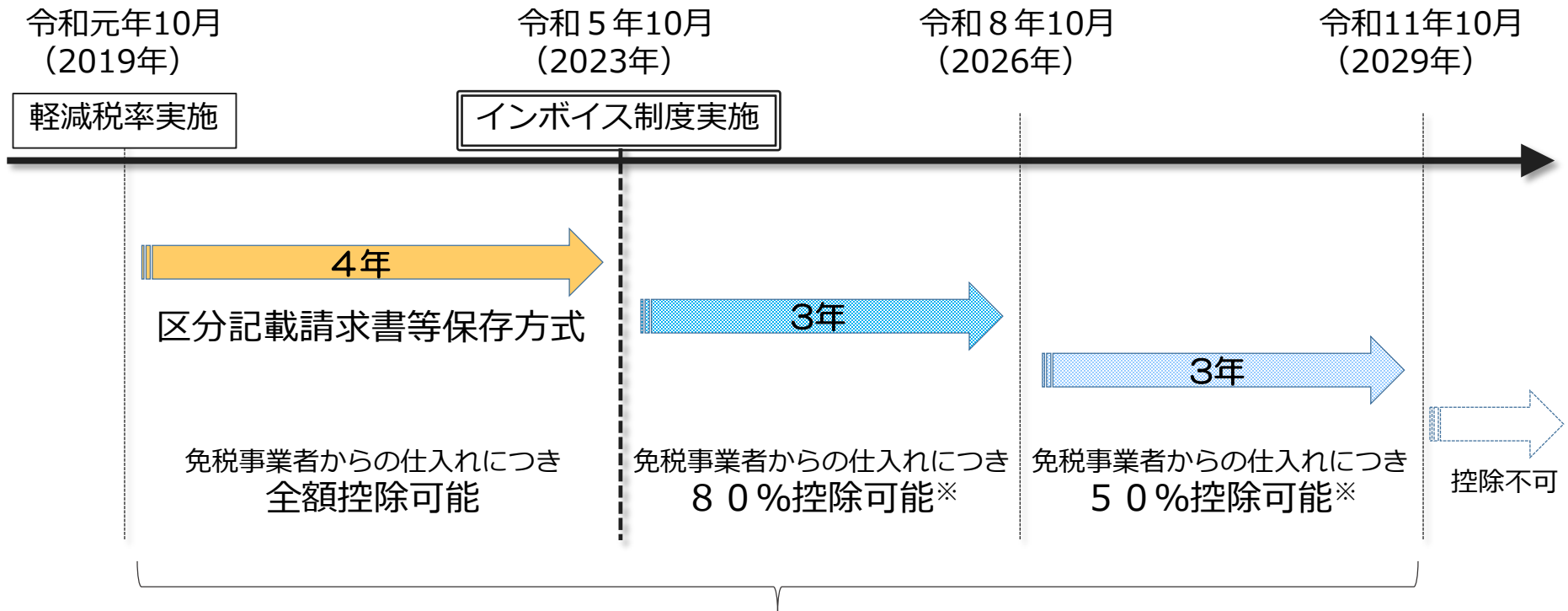
## インボイス制度導入後



※ インボイスを発行できない免税事業者からの仕入れについては、インボイスの保存ができないため、仕入税額控除ができない。

## インボイス制度への円滑な移行のための経過措置について

- インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。



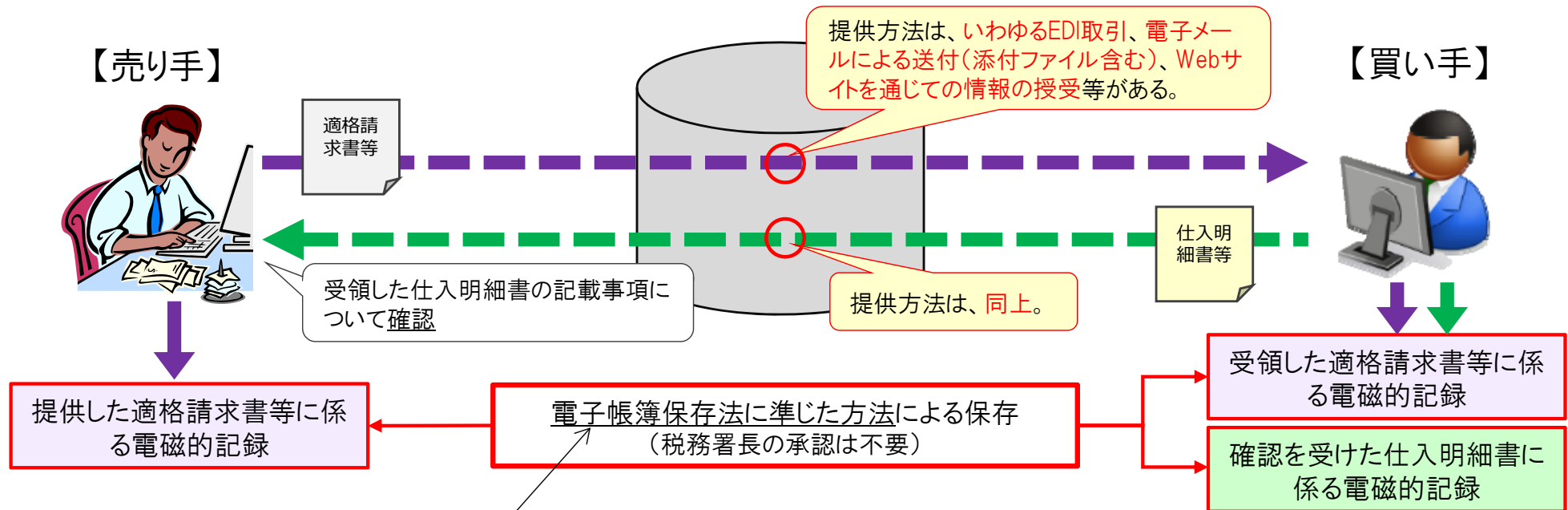
インボイス制度への円滑な移行のため、10年間の経過措置期間を設けている  
(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要



# 適格請求書等の電磁的記録による提供について

- 適格請求書・適格返還請求書といった書類は、その記載事項につき、電磁的記録による提供も可能となっている（いわゆる電子インボイス）。この際、書類と電磁的記録によりこれらの書類の記載事項を満たすことも可能となる。
- その際、提供した（提供を受けた）電磁的記録については、電子帳簿保存法に準じた方法による保存が必要となる。（税務署長の承認は不要）
- 仕入明細書のように買い手が作成する書類についても、電磁的記録により作成・提供し、売り手の確認を受けたものを電子帳簿保存法に準じた方法により保存することで、仕入税額控除が可能となる。



## 次の①～④を満たす方法

- ① 電磁的記録について次のイ～ハに掲げる措置のいずれかを行うこと
  - イ タイムスタンプを付す（電帳規 8 ①一・二）
  - 訂正削除について一定の要件を満たすシステムを使用する（電帳規 8 ①三）
  - ハ 訂正削除防止に関する事務処理規程を定める（電帳規 8 ①四）
- ② システム概要書等の備付け（電帳規 3 ①三、8 ①）
- ③ 操作説明書の備え付け、ディスプレイ及び紙への出力性の確保（電帳規 3 ①四、8 ①）
- ④ 検索機能の確保（電帳規 3 ①五、8 ①）

(注) 整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面による保存も認められる。

# 登録制度における登録番号の構成・申請手続

## ○ 登録番号の構成

事業者の新たな事務負担を最小限に抑える観点から、下表のとおりとする予定。

区 分	番号の構成
法人番号を保有する課税事業者（法人）	T+法人番号（13桁）
法人番号を保有しない課税事業者（個人事業者等）	T+13桁の数字 <sup>(注)</sup>

(注) 13桁の数字には、マイナンバー（個人番号）は用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号とする。

## ○ 申請手続の概要

登録申請書は、令和3年10月1日以降、提出することができる。（e-Taxでも申請可能）

令和5年10月1日に登録を受けようとする事業者は、原則として令和5年3月31日までに申請しなければならない

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録  
申請書

登録・公表  
登録年月日  
はR5.10.1  
とみなす

通知

申請はぜひe-Taxで  
お願いします。



### <登録状況の確認方法の概要>

#### ・ 検索機能

国税庁ホームページに構築予定の公表サイトにおいて「登録番号」を基に検索を行うことを可能とする予定（令和3年10月以降、利用開始予定）。

#### <確認可能なデータ>

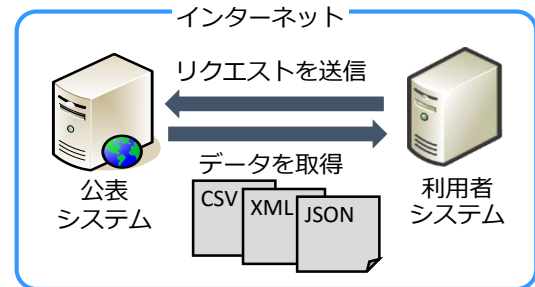
氏名又は名称（法人の本店又は主たる事務所の所在地）  
登録番号、登録年月日（取消年月日、失効年月日等）

#### ・ その他の機能

検索機能のほか、Web-API機能<sup>(※)</sup>、データダウンロード機能についても提供予定

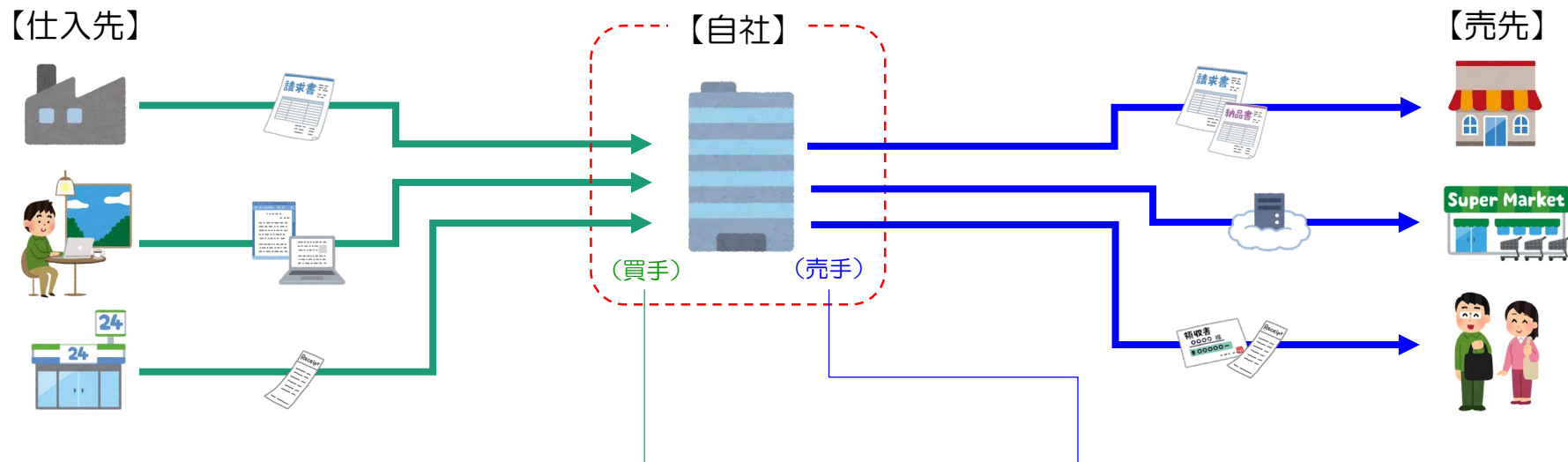
#### ※ Web-API機能とは？

システム間でデータ連携を行うためのインターフェース。利用には、事前にアプリケーションIDの発行届出を必要とする予定。



# インボイス制度移行に向けた準備のポイント

- 制度内容を把握しつつ、**売手と買手のそれぞれの観点で、必要となる対応を整理・検討し、具体化していくことが準備のポイント**



## ● 買手としての対応の一例

- 継続的に取引のある仕入先等から**受け取ってくる請求書等が、記載事項を満たしているか**を確認
- 取引先等から**インボイスを受け取る部門・社員への案内**
- 必要に応じた**取引先への問い合わせ**

## ● 売手としての対応の一例

- **インボイス発行事業者となるか**の検討・決定
- **自身が作成している書類**（請求書、納品書、レシート）のうち、**何をインボイスとするか**の検討
- どのように見直せば**インボイスとして記載事項を満たすか**検討  
（税率、税額、登録番号の記載や端数処理）
- インボイスの**交付及び保存方法**の検討  
（電磁的記録、券売機、レジ、手書きなど）